年　月　日付けで認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画「(事業名)」について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第９条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項
２　変更事項の内容

（備考）
１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

○内閣府・財務省・経済産業省令第二号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令（平成二十四年内閣府・財務省・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令	沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］	沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○内閣府・財務省・経済産業省令第三号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ ２～５　［略］ ６　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一・二　［略］ 三　中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社	（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ ２～５　［略］ ６　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一・二　［略］ 三　中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社